様式第１号（第２条、第４条、第１３条、第１５条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

申請者　主たる事務所の所在地
名　　称
代表者の氏名　　㊞

卸売業者
仲卸業者
施設使用許可申請書

高松市中央卸売市場において　卸売業務／仲卸業務　を行うための施設の使用許可を受けたいので、高松市中央卸売市場業務条例　第９条第３項／第１０条第３項において準用する同条例第９条第３項／第２１条第３項／第２２条第３項において準用する同条例第２１条第３項　の規定により、次のとおり申請します。

名　　称				
主たる事務所の所在地	〒			
連絡先	電話番号		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
代表者の氏名				
資本金又は出資の額				
使用の目的				
施設の種類及び面積				
使用期間	年　月　日～　年　月　日			

添付書類	
（1）登記事項証明書	（5）役員名簿
（2）定款	（6）役員の住民票の写し
（3）直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	（7）誓約書（様式第３号）
（4）事業計画書（様式第２号）	（8）市税に滞納がないことの証明書

注
1　この申請書は、２部提出してください。
2　該当するものを○印で囲んでください。
3　添付書類（3）については、貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合には、貸借対照表及び損益計算書に準ずるものを添付してください。

高松市指令　第　　号

別紙に記載の条件を付けて、申請のとおり許可します。

年　月　日

高松市長

様式第２号（第２条、第４条、第１３条、第１５条関係）

（宛先）高松市長

事　業　計　画　書

名称及び代表者の氏名		取扱品目の種類	

1　取扱数量及び取扱金額

年度		年度	年度	年度
開場日数（A）		日	日	日
市場面積（B）		㎡	㎡	㎡
Bのうち卸売場面積（C）		㎡	㎡	㎡
人員数	常勤役員	人	人	人
	常勤従業員	人	人	人
	計（D）	人	人	人
買受人（E）		人	人	人
年間取扱数量（F）		Kg	Kg	Kg
1日当たり取扱数量（F／A）		Kg	Kg	Kg
卸売場面積当たり取扱数量（F／C）		Kg	Kg	Kg
人員1人当たり取扱数量（F／D）		Kg	Kg	Kg
買受人1人当たり市場面積（B／E）		㎡	㎡	㎡
年間取扱金額（H）		千円	千円	千円
人員1人当たり取扱金額（H／D）		千円	千円	千円

2　業務開始に要する費用及び財源　　（単位　円）

業務開始に要する費用項目	業務開始に要する費用	左の財源内訳				
計						

3　償却に関する計画　　（単位　円）

項目		金額	償却の方法	備考
有形固定資産				
無形固定資産				
繰延資産				

4　施設の配置図

（1）　申請時点の施設の配置図

（2）　新設（増改築を含みます。）をする予定がある場合は、その施設の配置予定図

（3）　新設（増改築を含みます。）予定明細

施　設　名 （着工見込時期・ しゅん工見込時期）	現　況		年度		年度	
	規模・構造	金　額 （　円　）	規模・構造	金　額 （　円　）	規模・構造	金　額 （　円　）

5　収支計画　　（単位　円）

項目＼年度	年度	年度	年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売管理費			
うち人件費			
うち市場・売場使用料			
うち減価償却費			
営業利益			
営業外収益			
営業外費用			
経常利益			
特別損益			
法人税等			
当期利益			

注
1　売上高欄には、買付商品に係る売上高と委託手数料の合計額を記載してください。
2　人件費については、役職員給与、諸手当、福利厚生費及び退職給与引当金繰入額の総額を記載してください。

6　資金運用計画　　（単位　円）

項目＼年度		年度	年度	年度
調達源泉				
	小　計(A)			
運用使途				
	小　計(B)			
差　引(A－B)				

様式第３号（第２条、第４条、第１３条、第１５条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

主たる事務所の所在地

名　　称

代表者の氏名　　㊞

誓約書

１　高松市中央卸売市場業務条例等の関係諸規定及び市長の指示を遵守し、誠実かつ公正に取引業務を行います。

２　高松市中央卸売市場業務条例 第１１条第１項各号（第８号を除く。）／第２３条各号（第８号を除く。） には該当していません。

上記のとおり誓約します。

注　２は、卸売業者の場合は第１１条第１項各号（第８号を除く。）を、仲卸業者の場合は第２３条各号（第８号を除く。）を、○印で囲んでください。

様式第４号（第５条、第１６条、第２８条関係）

（表）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

部卸売業者
高松市中央卸売市場　　部仲卸業者
関　連　事　業　者
住　所

氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

欠格条項該当届出書

次のとおり高松市中央卸売市場業務条例　第１１条第１項各号（第３号、第４号及び第８号を除く。）
第２３条各号（第３号、第４号及び第８号を除く。）に
第３５条各号（第４号及び第５号を除く。）
第５条
該当することとなったので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則　第１６条の規定により届け出
第２８条

ます。

該当することとなった欠格条項			
欠格条項に該当することとなった具体的事由			
欠格条項に該当することとなった年月日	年　月　日		
許可の年月日	年　月　日	許可番号	

備考
１　該当するものを○印で囲んでください。
２　該当することとなった欠格条項欄は、裏面を参照し記載してください。
３　高松市中央卸売市場業務条例第１１条第１項第７号、第２３条第７号又は第３５条第９号に該当することとなった場合は、欠格条項に該当することとなった具体的事由欄に当該役員の氏名を併せて記載してください。
４　欠格条項に該当することとなった具体的事由欄に全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

（裏）

高松市中央卸売市場業務条例抜粋

（卸売業者）

（許可の基準）

第１１条　市長は、第9条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（1）　申請者が法人でないとき。

（2）　申請者が卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６２号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（3）　省略

（4）　省略

（5）　申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

（6）　申請者が暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（7）　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ　第１９条又は地方卸売市場業務条例第１９条の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ　暴力団員等

（8）　省略

2　省略

（仲卸業者）

（許可の基準）

第２３条　市長は、第２１条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（1）　申請者が法人でないとき。

（2）　申請者が旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（3）　省略

（4）　省略

（5）　申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

（6）　申請者が暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（7）　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ　第２８条又は地方卸売市場業務条例第２８条の規定による許可の取消しを受けた者（法人にあっては、その処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。））で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ　暴力団員等

（8）　省略

（関連事業者）

（許可の基準）

第３５条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３３条第1項の許可をしないものとする。

（1）　青果部若しくは水産物部の取扱品目又は地方卸売市場業務条例第2条第1号に規定する花き等の卸売を行おうとする者であるとき。

（2）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

（3）　禁錮以上の刑に処せられた者又は旧法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（4）　第３９条又は地方卸売市場業務条例第３９条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。

（5）　省略

（6）　暴力団員等であるとき。

（7）　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

（8）　暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（9）　法人であってその業務を執行する役員のうちに第2号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者があるとき。

様式第５号（第８条、第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者

名　　称

代表者の氏名　　㊞

卸売担当者選任届出書

次の者を卸売担当者に選任したので、高松市中央卸売市場業務条例第１６条第２項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

氏　　名	生 年 月 日	住　　所

添付書類

履歴書（顔写真を貼付したもの）

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

卸売担当者に係る届出事項変更等届出書

次のとおり卸売担当者の届出事項に変更等があったので、高松市中央卸売市場業務条例第１６条第３項の規定により、届け出ます。

変更等のあった卸売担当者	氏　　名		
変更等のあった日	年　　月　　日		
届出事項の変更の場合	住　　所	（新）	
		（旧）	
	氏　　名	（新）	
		（旧）	
解任の場合	解任の理由		

注　解任に伴い新たに卸売担当者を選任する場合は、卸売担当者選任届出書（様式第５号）を併せて提出してください。

様式第７号（第１０条、第１８条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
部仲卸業者

住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

卸売業者
仲卸業者
に係る変更等届出書

次のとおり高松市中央卸売市場業務条例 第１７条 / 第２６条 の規定により、届け出ます。

届出の種類	開始 ・ 申請書の記載事項の変更等 ・ 休止 ・ 再開 ・ 廃止
変更等のあった日	年　　月　　日

注
1　法人の解散の場合は、清算人が届け出てください。
2　届出の種類欄は、該当するものを○印で囲んでください。
3　届出の種類が申請書の記載事項の変更等の場合は、当該変更等の内容について、次の１及び２の該当箇所に記載してください。

1　申請書の記載事項の変更

変更事項		変更内容		添付書類
名称		(新)		登記事項証明書
		(旧)		
主たる事務所の所在地		(新)		登記事項証明書
		(旧)		
連絡先	電話番号	(新)		
		(旧)		
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	(新)		
		(旧)		
代表者の氏名		(新)		登記事項証明書、誓約書（様式第３号）及び役員名簿
		(旧)		
資本金又は出資の額		(新)		登記事項証明書
		(旧)		

2　申請書に添付した登記事項証明書、定款又は役員名簿の内容の変更（１に該当するものを除きます。）

変更があった書類	変更事項	変更内容		添付書類
		(新)		変更があった書類
		(旧)		

様式第８号（第１９条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部仲卸業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

経営状況報告書

　　年　　月　　日現在の経営状況について、高松市中央卸売市場業務条例第２７条の規定により、次のとおり報告します。

１　仕入れの状況

仕　入　先	金　額　（　万　円　）
卸売業者	
卸売業者以外	
合　　計	

（記載上の注意）
１　仲卸の業務に係る仕入高を記載してください。
２　卸売業者からの仕入れは、当該市場の卸売業者から仕入れたものを記載してください。
３　卸売業者以外からの仕入れは、当該市場の卸売業者以外の者からの委託の引受け又は買付けをして仕入れたものを記載してください。

２　販売先別金額

販　　売　　先	金　額　（　万　円　）
一般小売店	
大規模小売店等	
そ　の　他	
合　　計	

（記載上の注意）
１　一般小売店とは、青果若しくは水産物の専門小売店又は売場面積（商品を販売するために現に使用している売場の床面積をいい、支店を有する事業者は、その支店を含めた総面積をいいます。以下同じ。）が２５０㎡未満の店舗を有する事業者（２に規定する事業者を除きます。）をいいます。
２　大規模小売店等とは、売場面積が２５０㎡以上の店舗を有するスーパーマーケット又は百貨店、生活協同組合、問屋（仲買業者その他卸売を生業とする者をいいます。）若しくは学校給食、社員食堂その他の給食を行う事業者をいいます。
３　その他とは、上記以外の事業者をいいます。

３　代金の回収状況

販　　売　　先	日　　数
一般小売店	
大規模小売店等	
そ　の　他	

（記載上の注意）
１　各販売先の平均回収日数を記載してください。
２　平均回収日数とは、当該事業年度の日数×$\frac{1}{A}$　をいいます。

　Ａは、当該事業年度の販売業務に係る売上高を販売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に１を加算して得たもので除して得た金額をいいます。）で除して得た数値としてください。

４　役員及び従業員の状況

役　員　数（　人　）	
常勤従業員数（　人　）	
臨時従業員数（　人　）	

（記載上の注意）
１　従業員との兼務役員は、役員として記載してください。
２　常勤従業員とは、雇用条件及び１日の勤務時間に関係なく継続的に勤務している者をいいます。
３　臨時従業員とは、業務の繁忙期に一時的に雇用する者で、常勤従業員以外の従業員をいいます。

様式第９号（第２１条、第２３条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

売買参加者／買出人　届出書

高松市中央卸売市場において、　　部　売買参加者／買出人　として市場内で取引を行うので、高松市中央卸売市場業務条例　第２９条／第３１条　の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所の名称 （法人にあっては、その名称）	
氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）	
事業所の所在地 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
連絡先 （電話番号）	
開店月又は開店予定月 （買出人の場合のみ）	年　　月

添付書類	
法人の場合	個人の場合
（１）　代表者の履歴書（様式第１０号）	（１）　履歴書（様式第１０号）
（２）　誓約書（様式第１１号）	（２）　誓約書（様式第１１号）
（３）　売買参加者の届出の場合は、卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類	（３）　売買参加者の届出の場合は、卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類
（４）　買出人の届出の場合は、仲卸業者との取引に係る決済の方法を確認することのできる書類の写し	（４）　買出人の届出の場合は、仲卸業者との取引に係る決済の方法を確認することのできる書類の写し
（５）　その他市長が必要と認める書類	（５）　その他市長が必要と認める書類

注
１　該当するものを○印で囲んでください。
２　この届出書（添付書類を含みます。）は、売買参加者にあっては卸売業者、買出人にあっては仲卸業者を経由して、市長に提出してください。

様式第１０号（第２１条、第２３条関係）

写　　真

履　　歴　　書

年　　月　　日現在

住　　所	〒 電 話 番 号（　　）　　－
フ リ ガ ナ 氏　　名 （生年月日）	 （　　年　　月　　日　）

職　　歴		
年	月	

賞　　罰		
年	月	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名　　㊞

※　職歴欄には、青果及び水産物の小売の実績について記載してください。

様式第１１号（第２１条、第２３条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

誓約書

高松市中央卸売市場業務条例等の関係諸規定及び市長の指示を遵守し、誠実かつ公正に取引業務を行うことを誓約します。

様式第１２号（第２２条、第２４条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場
部売買参加者（届出番号　　）
部買出人（届出番号　　）
住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

売買参加者
買出人　に係る届出事項変更等届出書

次のとおり、高松市中央卸売市場業務条例　第３０条／第３２条　の規定により届け出ます。

1　届出事項の変更

変更事項	変更内容	
事業所の名称 （法人にあっては、その名称）	（新）	
	（旧）	
氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）	（新）	
	（旧）	
事業所の所在地 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	（新）	
	（旧）	
連絡先 （電話番号）	（新）	
	（旧）	

2　添付書類（履歴書又は代表者の履歴書及び誓約書を除きます。）の内容の変更

変更があった書類	変更内容	
	（新）	
	（旧）	

3　業務の廃止

廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	

注
1　該当するものを○印で囲んでください。
2　法人の代表者を変更した場合は、代表者の履歴書（様式第１０号）及び誓約書（様式第１１号）を添付してください。
3　添付書類の内容の変更の場合は、変更内容が分かる書類を添付してください。
4　この届出書（注２及び注３による添付書類を含みます。）は、売買参加者にあっては卸売業者、買出人にあっては仲卸業者を経由して、市長に提出してください。

様式第１３号（第２５条、第２７条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

関連事業者施設使用許可申請書

高松市中央卸売市場において事業を行うため、施設の使用許可を受けたいので、高松市中央卸売市場業務条例第３３条第３項
第３４条第３項において準用する同条例第３３条第３項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称 （法人にあっては、その名称）				
住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒			
連絡先	電話番号		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
氏名 （法人にあっては、代表者の氏名）				
資本金又は出資の額 （法人の場合のみ）				
使用の目的				
施設の種類及び面積				
使用期間	年　月　日 ～　年　月　日			

添付書類	
法人の場合	個人の場合
（１）　登記事項証明書 （２）　定款 （３）　直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書 （４）　事業計画書 （５）　役員名簿 （６）　役員の住民票の写し （７）　誓約書（様式第１４号） （８）　市税に滞納がないことの証明書	（１）　履歴書 （２）　住民票の写し （３）　資産調書 （４）　事業計画書 （５）　誓約書（様式第１４号） （６）　市税に滞納がないことの証明書

注
１　この申請書は、２部提出してください。
２　該当するものを○印で囲んでください。
３　法人の場合の添付書類（３）については、貸借対照表及び損益計算書を作成していない場合には、貸借対照表及び損益計算書に準ずるものを添付してください。

高松市指令　　第　　号

別紙に記載の条件を付けて、申請のとおり許可します。

年　　月　　日

高松市長

様式第１４号（第２５条、第２７条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

誓約書

１　高松市中央卸売市場業務条例等の関係諸規定及び市長の指示を遵守し、誠実に事業を行います。

２　高松市中央卸売市場業務条例第３５条各号には該当していません。

上記のとおり誓約します。

様式第１５号（第３０条関係）

年　　月　　日

（宛先）　高　松　市　長

高松市中央卸売市場　関連事業者
住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

関連事業者に係る変更等届出書

次のとおり高松市中央卸売市場業務条例第３８条の規定により、届け出ます。

届出の種類	開始・申請書の記載事項の変更等・休止・再開・廃止
変更等のあった日	年　　月　　日

注
１　法人の解散の場合は、清算人が届け出てください。
２　届出の種類欄は、該当するものを○印で囲んでください。
３　届出の種類が申請書の記載事項の変更等の場合は、当該変更等の内容について、次の１～３の該当箇所に記載してください。

１　申請書の記載事項の変更（法人の場合）

変更事項			変更内容	添付書類
名称		(新)		登記事項証明書
		(旧)		
主たる事務所の所在地		(新)		登記事項証明書
		(旧)		
連絡先	電話番号	(新)		
		(旧)		
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	(新)		
		(旧)		
代表者の氏名		(新)		登記事項証明書、誓約書（様式第１４号）及び役員名簿
		(旧)		
資本金又は出資の額		(新)		登記事項証明書
		(旧)		

２　申請書の記載事項の変更（個人の場合）

変更事項			変更内容	添付書類
事業所の名称		(新)		
		(旧)		
住所		(新)		住民票の写し及び誓約書（様式第１４号）
		(旧)		
連絡先	電話番号	(新)		
		(旧)		
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	(新)		
		(旧)		
氏名		(新)		住民票の写し及び誓約書（様式第１４号）
		(旧)		

３　申請書に添付した登記事項証明書、定款又は役員名簿の内容の変更（１に該当するものを除きます。）

変更があった書類	変更事項	変更内容		添付書類
		(新)		変更があった書類
		(旧)		

様式第１６号（第３１条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果届出書

年　　月の仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の結果について、高松市中央卸売市場業務条例第４２条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

品目コード	品　　目	卸売数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	卸　売　先
卸売先別合計				
総　　合　　計				

注　卸売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

様式第１７号（第３２条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

市場外保管施設届出書

高松市中央卸売市場業務条例第４３条第１項の規定により、市場外にある物品の保管施設について、次のとおり届け出ます。

１　使用を開始する場合

施設の名称	所在地	主な保管品目	温度管理の有無	使用開始予定日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
添付書類 （１）　施設の種類及び規模を明らかにした書面又は図面 （２）　位置図				

注　温度管理の有無欄については、当該保管施設が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載してください。

２　届出書の記載事項に変更があった場合

施設の名称	変更事項	変更内容		変更のあった日
		（新）		年　月　日
		（旧）		

注　変更の内容が分かる書類を添付してください。

３　使用しなくなった場合

施設の名称	所在地	使用しなくなった日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

様式第１８号（第３２条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

市場外卸売結果届出書

年　　月の市場外にある物品の卸売の結果について、高松市中央卸売市場業務条例第４３条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

保管施設の名称				
品目コード	品目	卸売数量（kg）	卸売金額（円）	卸売先

保管施設の名称				
品目コード	品目	卸売数量（kg）	卸売金額（円）	卸売先

保管施設の名称				
品目コード	品目	卸売数量（kg）	卸売金額（円）	卸売先

保管施設の名称				
品目コード	品目	卸売数量（kg）	卸売金額（円）	卸売先

注　卸売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

様式第１９号（第３４条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

売買取引条件の公表内容の届出書

売買取引の条件に係る公表の内容について、高松市中央卸売市場業務条例第４４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

公表事項	公表の内容
営業日及び営業時間	
取扱品目	
取扱品目の部類に属する物品の引渡しの方法	
委託手数料その他の取扱品目の部類に属する物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	
取扱品目の部類に属する物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（現金その他の市長が適当と認める方法に限る。）	
奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）	

公表予定年月日	年　　月　　日
公表の方法	

様式第２０号（第３５条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部仲卸業者
名　　称
代表者の氏名　　㊞

卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売結果届出書

年　　月の卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売の結果について、高松市中央卸売市場業務条例第４５条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　委託引受け物品

品　　目	産　　地	委　託　者	販売数量（ｋｇ）	販売金額（円）	販　売　先
		合　　計			
		消費税及び地方消費税相当額	＼		

２　買付け物品

品　　目	産　　地	買　付　先	販売数量（ｋｇ）	販売金額（円）	販　売　先
		合　　計			
		消費税及び地方消費税相当額	＼		

注
１　販売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。
２　消費税及び地方消費税相当額欄には、合計欄に記載の販売金額のうち消費税及び地方消費税に相当する額を記載してください。

様式第２１号（第３６条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称　　㊞

卸売予定数量等報告書

本日の卸売予定数量及び主要な産地について、高松市中央卸売市場業務条例第４７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品

品　　目	主要な産地	単　位	卸売予定数量

２　相対売又は定価売により当日卸売をする物品

品　　目	主要な産地	単　位	卸売予定数量

３　仲卸業者及び売買参加者以外の者に当日卸売をする物品

品　　目	主要な産地	単　位	卸売予定数量

４　市場外にある物品のうち当日卸売をする物品

品　　目	主要な産地	単　位	卸売予定数量

様式第２２号（第３６条関係）

年　月　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　称　　㊞

取扱高報告書

本日の卸売数量、主要な産地及び卸売価格について、高松市中央卸売市場業務条例第４７条第２項の規定により、次のとおり報告します。

１　せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品

種類別							
取扱数量		ｋｇ		ｋｇ			ｋｇ
種類	品目	産地	数量	単位(kg)	高値	中値	安値

２　相対売又は定価売により当日卸売をした物品

種類別							
取扱数量		ｋｇ		ｋｇ			ｋｇ
種類	品目	産地	数量	単位(kg)	高値	中値	安値

３　仲卸業者及び売買参加者以外の者に当日卸売をした物品

種類別							
取扱数量		ｋｇ		ｋｇ			ｋｇ
種類	品目	産地	数量	単位(kg)	高値	中値	安値

４　市場外にある物品のうち当日卸売をした物品

種類別							
取扱数量		ｋｇ		ｋｇ			ｋｇ
種類	品目	産地	数量	単位(kg)	高値	中値	安値

注

１　高値、中値及び安値の欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

２　高値とは、最も高い価格をいいます。

３　中値とは、最も卸売の数量が多い価格をいいます。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいいます。

４　安値とは、中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいいます。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいいます。

様式第２３号（第３６条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

品目別、産地別、日別月間卸売金額報告書

月分の卸売に係る物品の数量及び卸売金額（品目別、産地別、日別）について、高松市中央卸売市場業務条例第４７条第３項の規定により、次のとおり報告します。

高松市中央卸売市場　　部卸売業者
名　　称　　㊞

品目																品目
産地																産地
日	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	受託買付別	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	受託買付別	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	受託買付別	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	受託買付別	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	受託買付別	日
1																1
2																2
3																3
4																4
5																5
6																6
7																7
8																8
9																9
10																10
上旬計																上旬計
11																11
12																12
13																13
14																14
15																15
16																16
17																17
18																18
19																19
20																20
中旬計																中旬計
21																21
22																22
23																23
24																24
25																25
26																26
27																27
28																28
29																29
30																30
31																31
下旬計																下旬計
月計																月計
消費税及び地方消費税相当額																消費税及び地方消費税相当額

注

1　卸売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

2　消費税及び地方消費税相当額欄には、月計欄に記載の卸売金額のうち消費税及び地方消費税に相当する額を記載してください。

様式第２４号（第３６条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

種 目 別、日 別 月 間 売 上 高 報 告 書

月分の卸売に係る物品の数量及び卸売金額（種目別、日別）について、高松市中央卸売市場業務条例第４７条第３項の規定により、次のとおり報告します。

高松市中央卸売市場　　部卸売業者

名　　称　　㊞

種目／日	仲卸業者		売買参加者		第三者販売				自社等		合計	
							うち他市場への転送					
	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）	数量（ｋｇ）	卸売金額（円）
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
上旬計												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
中旬計												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
下旬計												
月計												
%												

注

1　卸売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

2　第三者販売とは、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して行う卸売をいいます。

3　自社等欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載してください。

4　うち他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載してください。

5　％欄には、当該月の物品の数量及び卸売金額の合計に占める種目別の物品の数量及び卸売金額の割合を記載してください。

様式第２５号（第３６条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

卸 売 方 法 別 、日 別 月 間 売 上 高 報 告 書

月分の卸売に係る物品の数量及び卸売金額（卸売方法別、日別）について、高松市中央卸売市場業務条例第４７条第３項の規定により、次のとおり報告します。

高松市中央卸売市場　　部卸売業者

名　　称　　㊞

卸売方法／日	せり売・入札の方法				相対売・定価売				合計			
	数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）	うち商物分離取引		数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）	うち商物分離取引		数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）	うち商物分離取引	
			数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）			数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）			数　量（ｋｇ）	卸売金額（円）
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
上　旬　計												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
中　旬　計												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
下　旬　計												
月　　計												
％												

注

1　商物分離取引とは、市場外にある物品の卸売をいいます。

2　卸売金額欄には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額を記載してください。

3　％欄には、当該月の物品の数量及び卸売金額の合計に占める卸売方法別の物品の数量及び卸売金額の割合を記載してください。

様式第２６号（第３８条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部卸売業者

名　　称

代表者の氏名　　㊞

品質管理責任者に係る届出書（卸売業者用）

次のとおり品質管理の責任者及びその責務を　定めた／変更した　ので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第３８条第２号の規定により届け出ます。

１　定めたとき

施設の名称	
品質管理責任者の氏名	
責務の内容	

２　変更したとき

施設の名称		
品質管理責任者の氏名	（新）	
	（旧）	
責務の内容	（新）	
	（旧）	

注　品質管理責任者の責務の内容を定めたとき、又は変更したときは、その内容が分かる書類を添付してください。

様式第２７号（第３８条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

高松市中央卸売市場　　部仲卸業者

名　　称

代表者の氏名　　㊞

品質管理責任者に係る届出書（仲卸業者用）

次のとおり品質管理の責任者を 定めた / 変更した ので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第３８条第４号の規定により届け出ます。

１　定めたとき

施設の名称	
品質管理責任者の氏名	

２　変更したとき

施設の名称		
品質管理責任者の氏名	（新）	
	（旧）	

様式第２８号（第３９条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

市場施設使用許可申請書

次のとおり高松市中央卸売市場の施設を使用したいので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第３９条第１項の規定により申請します。

目　　的	
施設の種類 及び面積	
使用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

注　この申請書は、２部提出してください。

高松市指令　　第　　号

別紙に記載の条件を付けて、申請のとおり許可します。

年　　月　　日

高松市長

様式第２９号（第４０条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

市場施設変更承認申請書

次のとおり市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、若しくは市場施設の原状に変更を加え、又は看板、装飾等を設けたいので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第４０条の規定により申請します。

工　事　名	
位置及び工事場所	
目　的	
内　容	
工　事　期　間	年　月　日から 年　月　日まで
工事に要する 費用の見積額	円
工　事　施　工　者	

注

１　この申請書は、２部提出してください。

２　この申請書には、設計図書及び費用見積書を添付してください。

３　承認を受けた工事がしゅん工したときは、しゅん工届（様式第３０号）を提出し、検査を受けてください。その際設計図書と照合し、相違するときは、変更を命令します。

高松市指令　　第　　号

別紙に記載の条件を付けて、申請のとおり承認します。

年　　月　　日

高松市長

様式第３０号（第４０条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

しゅん工届

次のとおり市場施設変更工事がしゅん工したので、高松市中央卸売市場業務条例施行規則第４０条第４項の規定により届け出ます。

工　事　名	
工事着手日	年　月　日
しゅん工日	年　月　日
工　事　費	
使用開始年月日	年　月　日

検査日　　年　　月　　日　合格と認める。　検査員職氏名　　㊞

様式第３１号（第４９条関係）

（表）

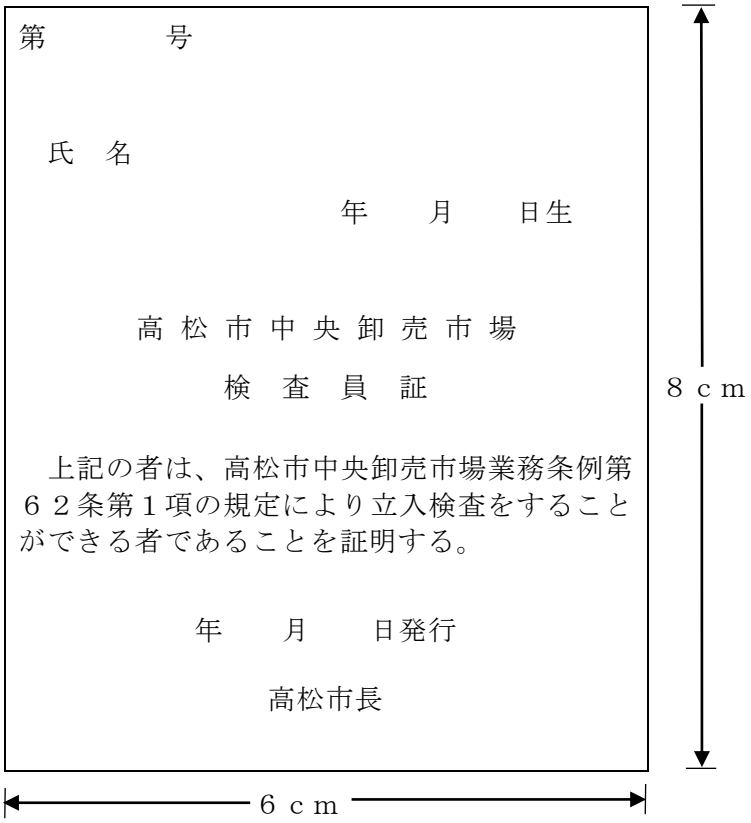

（裏）

高松市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（報告及び検査）

第６２条　市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは事業（以下「業務等」という。）若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務等を行う場所に立ち入り、その業務等若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考

１　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　本証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに市長に申請して再交付を受けなければならない。

３　人事異動又は退職をするときは、直ちに返還しなければならない。